（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第七条　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「又は同条第七項」を「、同条第七項」に改め、「一時預かり事業」の下に「、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業又は同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業」を、「除く。」の下に「、同法第十条の二第二項に規定することども家庭センター」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター、母子・父子福祉施設」に改める。

（健康増進法施行令の一部改正）

第九条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号中「同条第五項」を「同条第四項」に、「若しくは同条第六項」を「若しくは同条第五項」に、「及び同条第十三項」を「、同条第十三項」に改め、「病児保育事業」の下に「、同条第十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業及び同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業」を、「児童福祉施設」の下に「、同法第十条の二第二項に規定することども家庭センター、同法第十条の三第一項に規定する地域子育て相談機関の所在する施設」を加え、同条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第十条　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に、「母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、こども家庭センター」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十一条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第五項」を「同条第四項」に、「又は同条第六項」を「又は同条第五項」に、「、同条第七項」を「。）、同条第六項」に、「若しくは同条第十項」を「、同条第十項」に、「の用に供する」を「、同条第十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援事業、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業若しくは同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業の用に供する施設、同法第十条の二第二項に規定することども家庭センター、同法第十条の三第一項に規定する地域子育て相談機関の所在する」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加え、同条第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター」を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「第六条の二の二第八項」に改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第一項第四号及び第三項

二　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）第一条第一項

（津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正）

第十三条　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「児童相談所、母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、児童育成支援拠点事業の用に供する施設、こども家庭センター、児童相談所」に改める。

第二十一条第一号中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に、「母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、こども家庭センター」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十四条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第四号中「、同条第三項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第十五条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号及び第四条第一号中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二十二条第一号中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同条第三号中「里親」を「第一号（里親支援センター及びその職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、里親」に改め、同条第五号中「及び児童自立支援施設」を「、児童自立支援施設及び里親支援センター」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　次に掲げる施設のうち、児童福祉法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正後の母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。次条において「新母子保健法」という。）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業の用に供するものであって、かつ、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に規定することども家庭センターに該当しないものは、同条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号に規定することども家庭センターとみなす。

一　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正前の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に規定する母子健康包括支援センター（以下この号及び次号において「母子健康包括支援センター」という。）であった施設及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第六十三号）附則第二条の規定により母子健康包括支援センターとみなされていた施設

二　施行日前に定められた辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第三条第一項に規定する総合整備計画（母子健康包括支援センターの整備について定めたものに限る。）に基づいて施行日以後に設置される施設